

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月19日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第2号

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成28年四日市市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="304 734 408 770">附 則</p> <p data-bbox="209 792 528 828">1 から 4 まで （略）</p> <p data-bbox="201 913 794 1010"><u>（令和3年度の休業日に関する読替え）</u></p> <p data-bbox="209 1032 794 1424"><u>5 令和3年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同条同項第4号中「8月31日」とあるのは「8月29日」と、同条同項第5号中「12月24日」とあるのは「12月25日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p data-bbox="938 734 1042 770">附 則</p> <p data-bbox="842 792 1161 828">1 から 4 まで （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会学校教育課）